

申請の概要・提出要領（測量・建設コンサルタント等業務）

公益財団法人 岐阜県建設研究センター

令和5年8月

目次

入札参加資格審査について	1
共同受付参加自治体	1
入札参加資格の要件	2
申請方法・注意点・申請区分	3
受付時期	10
名簿に登載される時期（随時受付）	11
名簿登載期間の詳細	12
電子申請の受付・提出書類について（随時受付）	13
提出書類一覧	14
提出書類の詳細	16
問い合わせ先	21

【入札参加資格審査について】

岐阜県や市町村の自治体にて公共事業を発注する際、競争入札を開催し受注先の業者選定を行います。

業者が公共事業の入札に参加するためには、競争入札に参加したい自治体から入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されている必要があり、資格がない業者は自治体の競争入札に参加することができません。

入札参加資格を取得するには、県や市町村に対して入札参加資格審査申請を行う必要があり、審査の後、承認されれば、入札参加資格を取得し入札参加資格者名簿へ登載され競争入札に参加することができます。

岐阜県内の自治体に対する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格申請の受付及び審査については、共同にて実施していますので、本提出要領に基づき、申請してください。

【共同受付参加自治体】（岐阜県及び岐阜県内の全市町村）

（岐阜市上下水道事業部を含む）

44 自治体	美濃市	瑞穂市	垂井町	坂祝町
岐阜県	瑞浪市	飛騨市	関ヶ原町	富加町
岐阜市	羽島市	本巣市	神戸町	川辺町
岐阜市上下水道事業部	恵那市	郡上市	輪之内町	七宗町
大垣市	美濃加茂市	下呂市	安八町	八百津町
高山市	土岐市	海津市	揖斐川町	白川町
多治見市	各務原市	岐南町	大野町	東白川村
関市	可児市	笠松町	池田町	御嵩町
中津川市	山県市	養老町	北方町	白川村

【入札参加資格の要件】

測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

入札資格の要件

1	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
2	申請を希望する自治体に対して未納の徴収金（徴収猶予を除く）がないこと （１）岐阜県に申請する場合 ア 岐阜県税の「全税目」について、未納の徴収金がないこと。 イ 国税の「消費税及び地方消費税」について、県内に主たる営業所を有する者にあつては、未納の徴収金がないこと。 （２）市町村に申請する場合 ア 「市町村税（市町村民税・固定資産税）」について、本店又は委任先の支店等の所在地において未納の徴収金がないこと イ 国税の「法人税」（個人事業主は「申告所得税）」、「消費税及び地方消費税」について、未納の徴収金がないこと。
3	経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること
4	会社更生法第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）をした者にあつては、同法第 1 9 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 0 0 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けていること
5	民事再生法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による再生手続開始の申立をした者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること
6	測量の請負にあつては、測量法第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること
7	地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること
8	建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること
9	補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること
10	建築設計の請負にあつては、建築士法第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること
11	建築設備設計の請負にあつては、建築士法第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること ただし、岐阜県に申請する者にあつては、知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め岐阜県建築設備設計事務所登録を受けている場合も認める
12	入札及び契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において測量法や各種登録規定等により、契約を締結する支店若しくは営業所として許可・登録を受けていること

【申請方法・注意点・申請区分】

申請方法

- ① インターネットを活用した電子申請により受付を行います。
岐阜県入札参加資格審査システム URL : <http://www.kyoushin.crcr.or.jp>
- ② 様式ダウンロードより「添付書類送付票」を作成し、ファイル添付をする事前準備をします。
- ③ 「必要書類・納税証明書・その他書類」を用意し、PDF に変換しファイル添付をする事前準備をします。
- ④ 岐阜県入札参加資格審査システムにて、ログインします。
※利用者 ID・パスワードが必要です。(新システムより、共同審査番号 (ID) は利用者 ID に統一されています。)
(初めて利用される場合)「利用者新規登録」へ登録が必要です。
(利用者 ID・パスワードがわからない場合は下記までご連絡ください。)
◆公益財団法人岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク
TEL : 0584-81-1370 E-mail : kyoushin@gifu.crcr.or.jp
- ⑤ トップページ画面「測量・建設コンサルタント等」より、「申請区分の選択」を行い、データのを入力をします。
- ⑥ 「ファイルアップロード」画面において、②③の書類を、ファイル添付します。
- ⑦ 電子データを送信します。
※「使用印鑑届・委任状」の提出が必要な場合は郵送してください。
(変更申請・新規申請・再申請・使用印鑑の変更があった場合)
- ⑧ センターの受付完了後、「受付メール」が届きます。
- ⑨ センターの審査完了後、各申請自治体での審査が行われます。
- ⑩ 各申請自治体での審査完了後、「入札参加資格者名簿登載承認通知書(測量・建設コンサルタント等)」が登録のメールアドレスあてに送付され、各自治体の入札参加資格者名簿に登載されます。
※名簿登載期間は p 12 を参照してください。
- ⑪ 申請・審査状況は、システム「ログイン」後「申請検索」より確認できます。

申請手順の注意点

■システムからの通知メールについて

システムから配信される電子メールの不着に係る責任は負いかねますのでご了承ください。
通知先は「申請担当者 E-mail」となりますので確認をお願いします。

■複数の自治体に申請する場合

自治体毎に異なる窓口営業所で申請することはできますが、一つの自治体に対して複数の窓口営業所による申請はできません。

■虚偽の記載・重要な事実の未記載

虚偽の記載又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の承認が受けられません。また、承認後に発覚した場合には、入札参加資格が取り消されることがあります。

■窓口営業所の申請業種

窓口営業所で申請する業種は、測量法や各種登録規定等により、契約を締結する支店若しくは営業所として許可・登録を受けていることが必要です。

申請区分

■新規申請・更新申請・再申請・業種追加申請

新規申請	新規に入札参加資格に申請する場合
更新申請	入札参加資格の更新を申請する場合
再申請	名簿登載期限切れ（抹消）等により、再度、申請する場合
業種追加申請	名簿に登載されている業種以外を追加申請する場合

■変更申請

変更申請	名簿に登載されている本店情報、窓口情報に変更があった場合
------	------------------------------

■取下申請

業種取下	業種単位の資格の取り下げを行う場合
業務取下	「建設工事業務」や「森林整備業務」の資格を有している場合で、「測量建設コンサルタント等」の資格の取り下げを行う場合
自治体取下	自治体単位の資格について取り下げを行う場合
全部取下	廃業等に伴い全ての自治体に対して資格の取り下げを行う場合

■対象業務（電子申請の様式 3 に入力する箇所）

登録事業名	詳細
測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみ入力すること）
計量証明事業者	計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合
司法書士	司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条による登録を受けている場合
岐阜県建築設備設計事務所登録	岐阜県に申請する者にあつては、知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認める岐阜県建築設備設計事務所登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合

■実績高と業務別技術者数内訳（電子申請の様式 4 に入力する箇所）

①「実績高」の欄は、法律又は規程による登録を受け、かつ、申請先自治体に対し希望業種として申請している業種（部門）のみについて、現況報告書等に基づき入力します。

（現況報告書等に、希望業種として申請していない業種（部門）が含まれる場合）

- ・建設コンサルタント及び補償コンサルタント
→「登録部門以外（その他）」の欄へ入力します。
- ・それ以外の業種（測量、地質調査、建築設計及び建築設備設計）
→「兼業売上（上記以外）」の欄に合計して入力します。

②「基準日決算」の欄は、基準日（決算年月日）以降に確定した過去 1 年間の実績高を入力、「前 1 年度分の決算」の欄は、基準日決算の前の 1 年間の実績高を入力します。

(業種追加を申請する場合)

電子申請に入力する実績高が、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時の決算期と異なる場合
 ・既に名簿に登載済みの業種（部門）、新たに追加する業種（部門）とも、直前に申請した
 新規申請・更新申請・再申請時と同じ、決算期の実績高を申請してください。

③「技術者（X・Y・Z）」欄は、各業種（部門）に従事する技術者のうち、下記の区分に該当する技術者数を入力します。

(注意)

- ・入力する技術者数は、自治体から業務を受注した際に、実際に手配できる範囲までとします。
- ・技術者数は申請日時点における人数です。
- ・一人の技術者が、複数の業種（部門）において、「法令による免許等」を有する場合、業種（部門）間で技術者が重複していても差し支えありません。

◆電子申請の様式4「技術者数」を入力する際の内訳です。

登録事業名	X	Y	Z
測量	・測量士	・測量士補	
地質調査	・技術士	・地質調査技士 ・地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する技術管理者	・その他の常勤技術者
建設 コンサルタント	・技術士 ・都市計画及び地方計画部門のみ、建設コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する一級建築士	・RCCM ・農業土木部門のみ、農業土木技術管理士	・建設コンサルタント登録規程第3条第1号口に規定する認定技術管理者 ・土木工学又は同等の工学に関する科目を修得し、大卒で20年以上、短大卒で25年以上、高卒で30年以上の実務経験を有する者 ・農業土木部門のみ農業工学又は同等の工学に関する科目を修得し、大卒で20年以上、短大卒で25年以上、高卒で30年以上の実務経験を有する者
補償 コンサルタント		・補償業務管理士	・その他の常勤技術者
建築設計	・1級建築士	・2級建築士	・その他の常勤技術者
建築 設備設計	・1級建築士（建築設備に関する実務経験を有する者） ・建築設備士	・2級建築士（建築設備に関する実務経験を有する者） ・空気調和・衛生工学会設備士	・その他の常勤技術者

■ 経営規模等技術者調書（電子申請の様式 5 に入力する箇所）

※貸借対照表・自己資本額・損益計算書の欄は、基準日決算（決算年月日）に基づき、金額（単位：千円）を入力します。

※金額（単位：千円）が欠損金の場合は、－（マイナス）をつけて入力します。

（業種追加を申請する場合）

電子申請に入力する決算内容が、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時の決算期と異なる場合
・直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時と、同じ決算期の決算内容のままで申請してください。

① 貸借対照表

項目	法人	組合	公益法人	個人・青色申告	個人・白色申告
流動資産	貸借対照表の流動資産				0
固定資産	貸借対照表の固定資産				0
流動負債	貸借対照表の流動負債				0
総資本額	貸借対照表の負債、純資産の合計				0

② 自己資本額

■ 法人の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本 （うち外国資本）	資本金 + 新株式申込証拠金	入力なし	自動計算入力 外資系企業の場合 （ ）内に外国資本の額を内数で記載
準備金・積立金	資本剰余金 + 利益準備金 + 積立金 + 自己株式申込証拠金 - 自己株式 （+ 評価・換算差額等 + 新株予約権）	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金	入力なし	繰越利益剰余金	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 （貸借対照表の「純資産合計」と一致）

■ 組合の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	組合員資本	入力なし	自動計算入力
準備金・積立金	評価・換算差額等	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金	入力なし	当期末処分剰余金	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 （貸借対照表の「純資産合計」と一致）

■公益法人の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	基本財産 (基本財産のない場合は「正味財産」)	入力なし	自動計算入力
準備金・積立金	一般正味財産期首残高 －基本財産 <small>(指定正味財産増減の部が計上されている場合)</small> 一般正味財産期首残高 ＋指定正味財産期首残高 －基本財産	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金	入力なし	当期一般正味財産増減額 <small>(指定正味財産増減の部が計上されている場合)</small> 当期一般正味財産増減額 ＋当期指定正味財産増減額	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力 (「正味財産期末残高」と一致)

■個人 青色申告の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	事業主借 ＋元入金 ＋青色申告特別控除前の取得金額 －事業主貸	入力なし	自動計算入力
準備金・積立金	入力なし	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金	入力なし	入力なし	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力

■個人 白色申告の場合

区分	基準日決算	剰余（欠損）金処分	計
払込資本	0	入力なし	自動計算入力
準備金・積立金	入力なし	入力なし	自動計算入力
次期繰越利益（欠損）金	入力なし	入力なし	自動計算入力
計	自動計算入力	自動計算入力	自動計算入力

③損益計算書

項目	法人	組合	公益法人	個人・青色申告	個人・白色申告
経常利益	経常利益		当期一般正味財産増減額 又は 当期一般正味財産増減額 + 当期指定正味財産増減額	青色特別控 除前の取得 金額	専従者控除 前の取得金 額
税引前当期利益	税引前当期純利益				
当期利益	当期純利益				
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	当期末処分剰余金			

④経営比率

システムにおいて自動計算により入力されますので、入力の必要はありません。

⑤外資状況

外資系企業 外国国籍会社の場合は、外国国籍会社の欄に国名と比率を入力します。

外資系企業 日本国籍会社の場合は、日本国籍会社の欄に国名と比率を入力します。

⑥営業年数等

営業年数は創業の欄に入力した年月日から、基準日年月日までの年数が自動で入力されます。
(新システムより、計算方法が変更しています。)

⑦常勤職員の数

申請日において常時勤務している人数を入力します。

「常勤職員の数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日において常時雇用している従業員の内、測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数、「その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を入力します。

法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態によりいずれかの欄に含めて入力します。

役員等欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で入力します。

⑧有資格者数

申請日においての資格保有者数を入力します。

⑨技術士

申請日においての各部門の技術士数を入力します。

【受付時期】

受付には2年に1回、主に更新申請を受け付ける「定期受付」と、次の「定期受付」までの間に更新申請以外の申請を受け付ける「随時受付」があります。

継続して入札参加資格者名簿に登載されるには、「定期受付」ごとに「更新申請」を行う必要があります。

定期受付

2022・2023年度 定期受付は終了しております。

次回、2024・2025年度・定期受付の予定です。(変更する場合があります。)

(受付期間) 2023年11月 ~ 2023年12月予定 **(2023年08月01日時点)**

◇申請混雑回避のため決算月により以下の通り申請期間を分けています。

・決算月が10月~03月 → 11月に申請 予定

・決算月が04月~09月 → 12月に申請 予定

対象の期間内に申請するようお願いします。

※(2023年10月末以前に、新規申請・再申請・業種追加申請を行った場合)

→全ての自治体に承認されてから、申請してください。

(定期受付の申請基準日)

今回の定期受付における基準日は、「2022年10月01日」です。

申請にあたっては、基準日以降の決算内容に基づき申請してください。

(定期受付期間に受付を行う申請区分)

新規申請・更新申請・再申請を受け付けます。

※定期受付期間中は、業種追加は申請できません。

※2024年01月~03月は、新規申請・更新申請・再申請・業種追加は申請できません。

(名簿登載期間) 2024年04月01日~2026年03月31日 予定

随時受付

(受付期間) 2022年04月01日~2023年10月31日

(随時受付の申請基準日)

申請にあたっては、直近の決算内容に基づき申請してください。

ただし、業種追加申請の場合は、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時の実績高(様式4)決算内容(様式5)に基づき、申請してください。

(随時受付期間に受付を行う申請区分)

新規申請・再申請・業種追加申請を受け付けます。

(名簿登載期間)

各自治体の名簿登載月から2024年03月31日まで

下記の【名簿に登載される時期】を確認してください。

【名簿に登載される時期】(随時受付)

新規申請・再申請・業種追加申請の場合

各自治体の名簿登載は、申請を受付した月を基準として、翌々月と四半期毎に名簿に登載する自治体があります。下記一覧表で確認してください。

◆申請を受付した月の翌々月に名簿登載する自治体 (33自治体)

大垣市	高山市	多治見市	中津川市	美濃市	瑞浪市
羽島市	恵那市	美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市
山県市	飛騨市	郡上市	下呂市	岐南町	笠松町
養老町	関ヶ原町	神戸町	安八町	揖斐川町	大野町
池田町	北方町	坂祝町	七宗町	八百津町	白川町
東白川村	御嵩町	白川村			

受付月	名簿登載時期
1月	3月
2月	4月
3月	5月
4月	6月
5月	7月
6月	8月

受付月	名簿登載時期
7月	9月
8月	10月
9月	11月
10月	12月
11月	1月
12月	2月

◆申請を受付した月の四半期毎に名簿登載する自治体 (11自治体：岐阜市上下水道事業部含む)

岐阜県	岐阜市	岐阜市 上下水道事業部	関市	瑞穂市	
本巣市	海津市	垂井町	輪之内町	富加町	川辺町

受付月	名簿登載時期
12月～2月	4月
3月～5月	7月
6月～8月	10月
9月～11月	1月

更新申請

「更新申請」が申請先自治体において承認されれば、引き続き名簿に登載されます。

「更新申請」は定期受付のみの申請です。

なお、定期受付にて更新申請が行われない場合は、「名簿登載期間満了」となり、翌年4月以降の名簿からは抹消されます。(再度、名簿登載を希望する場合は「再申請」を行ってください。)

変更申請・取下申請

「変更申請」・「取下申請」が申請先自治体において承認されれば、申請の内容が名簿情報に反映されます。

取得している許可業種の廃業や許可切れ、若しくは申請窓口の変更等に伴い、許可を有しなくなった場合には、「業種取下」又は「業務取下」をしてください。

【名簿登載期間の詳細】

■新規申請・再申請の場合

申請月	名簿登載期間
2021年11月～2021年12月	2022年04月01日～2024年03月31日まで
2022年04月～2023年10月	名簿登載月～2024年03月31日まで
2023年11月～2023年12月	2024年04月01日～2026年03月31日まで
2024年04月～2025年10月	名簿登載月～2026年03月31日まで

■更新申請の場合

申請月	名簿登載期間
2021年11月～2021年12月	2022年04月01日～2024年03月31日まで
2023年11月～2023年12月	2024年04月01日～2026年03月31日まで
2024年04月～2025年10月	申請不可

■業種追加申請の場合

申請月	名簿登載期間
2022年04月～2023年10月	名簿登載月～2024年03月31日まで
2023年11月～2023年12月	申請不可
2024年04月～2025年10月	名簿登載月～2026年03月31日まで

※変更申請・取下申請は随時受付しています。

【電子申請の受付・提出書類について】（随時受付）

電子申請の受付

■申請の受付

申請の受付は、申請された翌営業日以降に順次行います。

※受付日は、申請日ではありません。

添付する証明書類等は余裕をもって証明書の発行を受けたものを添付してください。

提出書類

※「添付書類送付票」は全ての申請において必要書類です。

① 電子申請をする場合

「必要書類・納税証明書・その他書類」は「ファイルアップロード」画面において、電子データ（PDF等）で添付してください。

■添付する電子データのファイル制限

添付する電子データは以下のとおり「ファイル制限」があります。

ファイル形式 : PDF、ワード（docxのみ）

※添付書類送付票のみワード（docxのみ）可です。

ファイルサイズ : 1ファイル10MBまで

② 「使用印鑑届・委任状」を提出する場合

■添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

必要書類の郵送等は配達確認が可能な簡易書留、特定記録などのご利用をお勧めします。

遅配、不着等に係る責任は負いかねますのでご了承ください。

郵便料金不足で必要書類が届いた場合は、受け取ることができません。

郵送等により送付された必要書類の返却は原則行いません。

◆郵送先はP22を参照してください。

※定期受付は異なる場合があります。

次回、2024・2025年度・定期受付については、
マニュアル・お知らせ等で確認してください。

【提出書類一覧】

① 新規申請・再申請・更新申請・業種追加申請・取下申請

◆「必要書類・納税証明書・その他書類」は、電子データ（PDF等）にて添付してください。

○：必要 △：業種に変更があった場合 □：その他書類の添付や送付がある場合 ×：不要

申請区分		新 規 申 請	更 新 申 請	再 申 請	業 種 追 加	業 種 取 下	業 務 取 下	自 治 体 取 下	全 部 取 下
必 要 書 類	添付書類送付票	○	○	○	○	□	□	□	□
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	○	○	○	×	×	×	×	×
	【個人】身分（身元）証明書								
	【測量】測量業者登録証明書	○	○	○	×	×	×	×	×
	【測量】55条の8（2年分）	○	○	○	×	×	×	×	×
	【地質】現況報告書（2年分）	○	○	○	×	×	×	×	×
	【建設コンサルタント】現況報告書（2年分）	○	○	○	×	×	×	×	×
	【補償コンサルタント】現況報告書（2年分）	○	○	○	×	×	×	×	×
	【建築設計】建築士事務所登録証明書	○	○	○	○	×	×	×	×
	【建築設備設計】岐阜県建築設備設計事務所登録通知書	○	○	○	○	×	×	×	×
【建築設計】・【建築設備設計】 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（2年分）	○	○	○	×	×	×	×	×	
受任者の身分（身元）証明書（窓口を営業所等に委任している場合）	○	○	○	×	×	×	×	×	
納 税	納税証明書（国税、岐阜県税、市町村税）	○	○	○	×	×	×	×	×
そ の 他	【測量】【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】 登録申請書 + 登録通知	△	△	△	○	×	×	×	×
	不動産鑑定業者／計量証明事業者／土地家屋調査士／司法書士	○	○	○	×	×	×	×	×
	申請代理人（行政書士等）への委任状	○	○	○	○	○	○	○	○
使用印鑑届・委任状		○	×	○	×	×	×	×	×

◆使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「新規申請」・「再申請」です。

更新申請・業種追加申請の場合の提出は、不要です。

使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

※取下申請は、「ファイルアップロード」画面がありません。

書類の提出が必要な場合は、紙書類で郵送等で提出してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

② 変更申請

◆「必要書類・納税証明書・その他書類」は、電子データ（PDF等）にて添付してください。

○：必要 △：変更があった場合 □：その他書類の添付や送付がある場合 ×：不要

申請区分 書類		本店の変更					窓口変更					
		商号・名称	所在地	代表者	代表者役職名	その他※	窓口名称	所在地	窓口受任者	受任者役職名	その他※	窓口切替え
必要書類	添付書類送付票	○	○	○	○	□	○	○	○	○	□	○
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 【個人】身分（身元）証明書	○	○	○	×	×	◆	◆	×	×	×	○
	【測量】測量業者登録証明書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【測量】55条の8（直近1年分）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【地質】現況報告書（直近1年分）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【建設コンサルタント】現況報告書（直近1年分）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【補償コンサルタント】現況報告書（直近1年分）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【建築設計】建築士事務所登録証明書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【建築設備設計】岐阜県建築設備設計事務所登録通知書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	【建築設計】・【建築設備設計】 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（直近1年分）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
受任者の身分（身元）証明書 （窓口を営業所等に委任されている場合）	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	
納税	納税証明書（国税、岐阜県税、市町村税）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
その他	【測量】【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】 登録申請書（変更届）+登録通知	×	×	×	×	×	◆	◆	×	×	×	△
	法人設立（変更）届	×	×	×	×	×	◆	◆	×	×	×	△
	申請代理人（行政書士等）への委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
使用印鑑届・委任状		○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○

◆使用印鑑届・委任状

「変更申請」の場合、「その他※」変更以外は、提出が必要です。

使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

※「その他※」は、電話番号、FAX番号、窓口E-mail（窓口のみ）の変更です。

※窓口変更「窓口名称」「所在地」は、◆のうちのいずれかの書類を提出してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

【提出書類の詳細】

必要書類 必要書類は、「ファイルアップロード画面」において**電子データ (PDF等)** で添付してください。

	書類	詳細
必要書類	添付書類送付票 (測量コンサルタント業務等)	岐阜県入札参加資格審査システム > 【様式ダウンロード】より作成してください。
	【法人】 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	法務局が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	【個人】 身分(身元)証明書	本籍地の市町村長が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	【測量】 測量業者登録証明書	管轄の地方整備局が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	【測量】 55条の8 (2年分)	(「使用人数」のページ・貸借対照表・損益計算書含む) 測量法第55条の8に基づき提出した書類一式
	【地質】 現況報告書 (2年分)	(貸借対照表・損益計算書含む) 地質調査業者登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の 確認印がある 現況報告書
	【建設コンサルタント】 現況報告書 (2年分)	(貸借対照表・損益計算書含む) 建設コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の 確認印がある 現況報告書
	【補償コンサルタント】 現況報告書 (2年分)	(貸借対照表・損益計算書含む) 補償コンサルタント登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の 確認印がある 現況報告書
	【建築設計】 建築士事務所登録証明書	管轄の建築士事務所協会が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	【建築設備設計】	1・2の書類が2枚必要な場合と1枚のみで可場合があります。 (P17 必要書類について 参照)
	1、建築士事務所登録証明書	管轄の建築士事務所協会が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	2、岐阜県建築設備設計事務所登録通知書	岐阜県建築設備設計事務所登録簿に登録されている通知書
	【建築設計】・【建築設備設計】(2年分)	(貸借対照表、損益計算書又は事業税等申告書含む) 財務諸表等
受任者の身分(身元)証明書 (窓口を営業所等に委任されている場合)	受任者の本籍地市町村で発行 (3ヶ月以内に発行されたもの) ※ 受任者(支店長等)が、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている場合は、不要です。	

※証明書類は、受付日から**3ヶ月以内**に発行されたものを電子データ(PDF等)にて添付してください。

必要書類について

■【測量】業種登録を申請する場合

測量業者登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）と、【測量】55条の8（2年分）の両方の提出が必要です。

■決算年月日を変更された場合

【測量】55条の8、【地質】現況報告書、【建設コンサルタント】現況報告書、【補償コンサルタント】現況報告書、【建築設計】・【建築設備設計】財務諸表は、3年分必要になる場合があります。

■事業・業種を登録申請した場合で、【測量】55条の8、【地質】【建設コンサルタント】【補償コンサルタント】現況報告書がない場合

それぞれの「申請書一式」と財務諸表等が、必要になります。お電話にて、お問い合わせください。（問い合わせ先はP22を参照）

■【建築設計】業種登録を申請する場合

建築士事務所登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）と財務諸表等（2年分）の両方の提出が必要です。

■【建築設備設計】業種登録を申請する場合

建築士事務所登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）・岐阜県建築設備設計事務所登録通知書・財務諸表等（2年分）の全てが必要な場合があります。下記にて確認ください。

申請先	岐阜県建築設備設計事務所登録 様式3に登録あり	建築士事務所 様式3に登録あり	必要書類
岐阜県・ 市町村	○	○	建築士事務所登録証明書・岐阜県建築設備設計事務所登録通知書・財務諸表等
	○	×	申請不可
	×	○	建築士事務所登録証明書・財務諸表等
岐阜県 のみ	○	○	建築士事務所登録証明書・岐阜県建築設備設計事務所登録通知書・財務諸表等
	○	×	岐阜県建築設備設計事務所登録通知書 ・財務諸表等
	×	○	建築士事務所登録証明書・財務諸表等
市町村	○	○	建築士事務所登録証明書・岐阜県建築設備設計事務所登録通知書・財務諸表等
	○	×	申請不可
	×	○	建築士事務所登録証明書・財務諸表等

納税証明書

納税証明書は、「ファイルアップロード画面」において**電子データ（PDF等）**で添付してください。

	書類	詳細
納 税 証 明 書	（岐阜県へ申請する場合）	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3又はその3	（税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2又はその3	（税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【 岐阜県税 】	管轄の県税事務所が発行 岐阜県内に事業所があり、岐阜県税の納税義務がある方 （税目）：全ての県税
	（市町村へ申請する場合）	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3	（税目）：法人税について未納の税額はありません。 （税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2	（税目）：申告所得税について未納の税額はありません。 （税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【市町村税】 完納証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書
(完納証明書が発行されない市町村の場合) 【市町村民税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書 直近の事業年度の納税証明書	
(完納証明書が発行されない市町村の場合) 【固定資産税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 固定資産税に滞納がないことを確認する証明書 最新の納税証明書	

※納税証明書は、受付日から**3ヶ月以内に発行**されたものを電子データ（PDF等）にて添付してください。

納税証明書について

- ① 「納税の義務がない場合」・「非課税の場合」は「添付書類送付票」の**該当なし**欄に「✓」を記入してください。
- ② 事務所等を開設してから「納税時期が未到来」・「課税実績がない」場合は法人設立届等を添付してください。
- ③ 納税猶予措置及び免税措置を受けている場合は、納税猶予や免税事業者であることが証明できる納税の猶予許可通知書を添付してください。

その他書類

その他書類は「ファイルアップロード画面」において**電子データ（PDF等）**で添付してください。

	書類	詳細
その他書類	【測量】【地質】【建設コンサルタント】 【補償コンサルタント】 登録申請書（変更届）+登録通知	登録申請書一式と通知 変更届と登録通知 変更申請・業種追加申請時に提出が必要です。
	不動産鑑定業者／計量証明事業者 ／土地家屋調査士／司法書士	各証明書・登録証
	申請代理人（行政書士等）への委任状	代理人（行政書士等）による申請の場合 委任状（様式は任意）を添付してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「**変更申請**」・「**新規申請**」・「**再申請**」・「**印鑑の変更**」です。

岐阜県入札参加資格審査システム>【様式ダウンロード】より作成してください。

本店が窓口となる場合は、使用印鑑届のみとなります。

委任状には記入の必要はありません。

押印する印鑑は、入札及び契約時に使用する印鑑です。

なお、本店は本店で使用する印鑑を、窓口は窓口で使用する印鑑を押印してください。

使用印鑑を変更された時に、変更後の使用印鑑届を郵送してください。

※使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

自治体独自様式

岐阜県入札参加資格審査システム>【様式ダウンロード】より作成してください。

各自治体へ、郵送等で送付してください。

県・市町村	提出先・提出条件
岐阜県	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 技術検査課 建設業係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市	〒500-8701 岐阜市司町40-1 契約課 審査係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市上下水	〒500-8701 岐阜市司町40-1 上下水道事業政策課契約係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
大垣市	〒503-8601 大垣市丸の内2-29 契約管財課 契約グループ
提出条件	新規申請、再申請、変更申請 窓口（窓口情報に変更が生じた場合）
美濃加茂市	〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1 財政課契約係
提出条件	新規申請、再申請、登録しているメールアドレスを変更する場合

【問い合わせ先】

(1) 入札参加資格審査（審査内容、審査結果及び自治体独自の添付書類等）について

自治体名	担当部署	電話番号	自治体名	担当部署	電話番号
岐阜県	技術検査課 建設業係	058-272-8504	海津市	総務課 契約管財係	0584-53-1111
岐阜市	契約課 審査係	058-214-2951	岐南町	総務課	058-247-1331 (内線 323)
岐阜市上下 水道事業部	上下水道事業政策課 契約係	058-259-7510	笠松町	総務課 契約管財担当	058-388-1111
大垣市	契約管財課 契約グループ	0584-47-8341	養老町	総務課 契約係	0584-32-1101
高山市	契約管財課 契約検査係	0577-35-3186	垂井町	総務課 管財係	0584-22-1151 (内線 207)
多治見市	財政課契約・収納指導グループ	0572-22-1111 (内線 1446)	関ヶ原町	総務課 管財係	0584-43-1111
関市	契約検査課 契約係	0575-23-7717	神戸町	総務課	0584-27-0171
中津川市	資産経営課 契約管財係	0573-66-1111	輪之内町	建設課 上下水道係	0584-69-3137
美濃市	総務課 管財契約係	0575-33-1122 (内線 328)	安八町	総務課	0584-64-7100 (内線 211)
瑞浪市	総務課 契約係	0572-68-9720	揖斐川町	財政課 管財係	0585-22-2114
羽島市	管財課 契約係	058-392-1119	大野町	総務課 行政・管財係	0585-34-1111
恵那市	財務課 経理契約係	0573-26-2111 (内線 328)	池田町	総務課 管財契約係	0585-45-3111 (内線 235)
美濃加茂市	財政課 契約係	0574-25-2111 (内線 351)	北方町	総務危機管理課 契約係	058-323-1111
土岐市	総務課 契約係	0572-54-1111 (内線 521)	坂祝町	総務課	0574-66-2401
各務原市	契約経理課 契約第一係	058-383-1463	富加町	総務課 総務係	0574-54-2111
可児市	管財検査課 契約係	0574-62-1111 (内線 3255)	川辺町	総務課	0574-53-2511 (内線 214)
山県市	総務課 管財・生活安全係	0581-22-6820	七宗町	総務課 財政管財係	0574-48-1111
瑞穂市	財務情報課 管財係	058-327-4131	八百津町	総務課 財政係	0574-43-2111 (内線 2217)
飛騨市	管財課 管財係	0577-73-3741	白川町	総務課 財政係	0574-72-1311 (内線 218)
本巣市	総務課 管財契約係	0581-34-5020	東白川村	総務課 企画財政係	0574-78-3111 (内線 240)
郡上市	契約管財課	0575-67-1839	御嵩町	総務防災課 財政係	0574-67-2111 (内線 2213)
下呂市	財務課 契約管財係	0576-24-2222 (内線 224)	白川村	総務課 庶務係	05769-6-1311

(2) 電子入札に関するお問い合わせ先

※ 電子入札に使用する IC カード等に関する問い合わせ等

【岐阜県】

岐阜県電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8125

【(岐阜県内の) 市町村】

岐阜県市町村共同電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8722

(3) 入札参加資格審査申請 (電子申請の操作方法、申請書類等) について

■ ヘルプデスク問い合わせ

ヘルプデスクの問い合わせ時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、12時00分から13時00分までは「休憩時間」となります。

受付時間外のメールは、翌営業日以降の対応となります。

電子申請、メール、FAX等は、24時間入力・送信可能です。

(問い合わせ先・郵送先)

(公財) 岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク

〒503-0807 大垣市今宿6-52-18 ワークショップ24 4階

TEL 0584-81-1370

FAX 0584-81-1352

E-mail kyoushin@gifu.crcr.or.jp

◆様式ダウンロード> 「ヘルプデスク宛名ラベル」がありますので、必要書類の送付時にご活用ください。